

札幌市農業再生協議会を設立しました

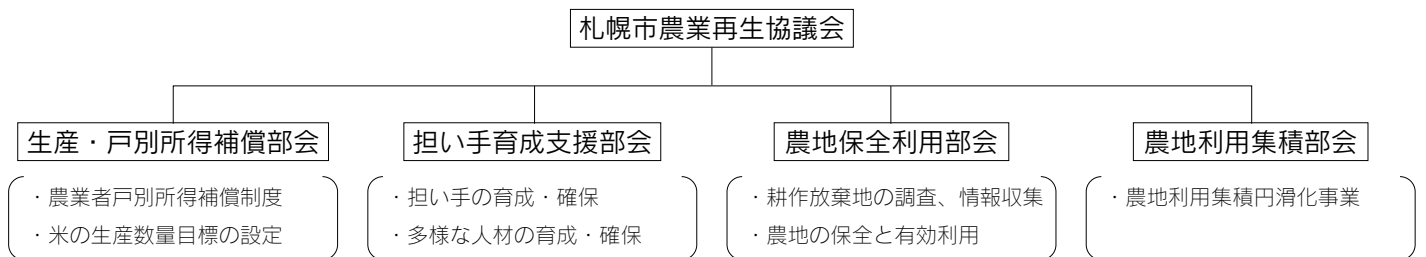
平成23年度から始まった農業者戸別所得補償制度のほか、担い手の育成や耕作放棄地の再生利用、農地の利用集積にも取り組むため、札幌市と農協などの関係機関により、これまでの札幌市水田農業推進協議会を改編し、札幌市農業再生協議会を設立いたしました。

札幌市農業再生協議会

設立年月日：平成23年5月11日

構成団体：札幌市、札幌市農業委員会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、石狩地区農業共済組合、札幌市生産者組織連絡協議会

推進体制：札幌市農業再生協議会では、それぞれの役割と機能を明確にし、効果的・効率的に業務を行うため、専門部会を設置しました。各部会の所管する主な事務は以下のとおりです。

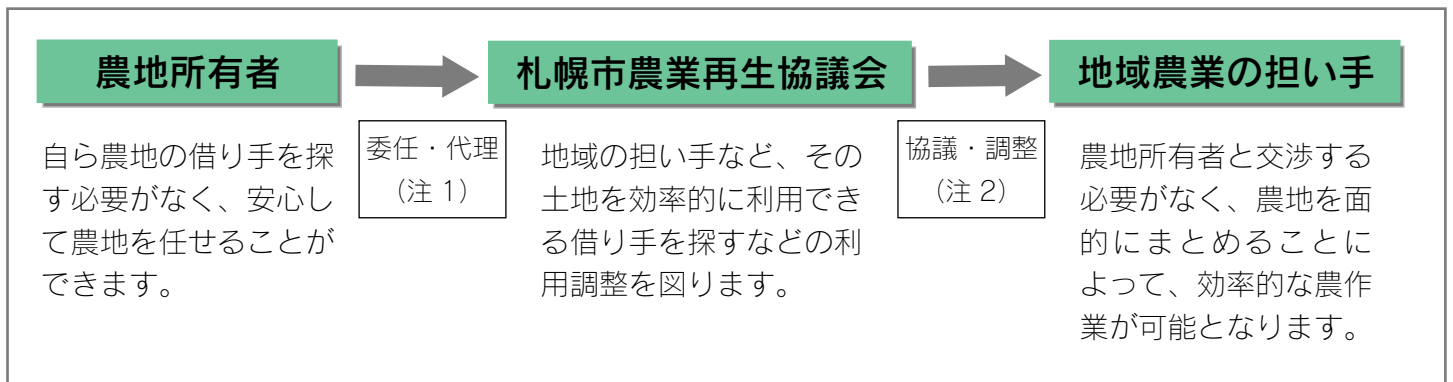


事業の推進、協議会の運営にあたり、みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

★～農地利用集積円滑化事業～あなたに代わって農地の借り手を探します！★

札幌市農業再生協議会では、農地利用集積円滑化事業を実施しております。

この事業は、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の貸付けを行う事業です。



(注1) 委任契約は貸付けの相手方を指定しないことが条件となります。

(注2) 農用地等の貸付けは地域の認定農業者等へ集積することを優先して調整します。

- ・所有の農地を貸してもいいという場合は、下記連絡先までお問い合わせください。
- ・本事業の詳しい要件等は、ホームページ「さっぽろの農業」でも情報提供しております。
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/index.html>

問い合わせ先

札幌市農政部農政課
調査企画担当課

Tel.211-2406